

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年8月3日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター
院長 島崎 千尋

1. 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

処置具光学視管賃貸借契約（症例単価払）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限（期間）

入札説明書による

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター

(5) 入札方法

① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとすること。

② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

（1）独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。

（2）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」又は「物品の販売（医療用機器類）」で「A」、「B」、「C」の等級に格付けされ、近畿地区の競争参加資格を有する者。ただし、登録資格の停止を受けている期間は参加できない。

（3）薬事法に基づく医療機器の販売業の許可を受けた者であること。

（4）購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

（5）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを作成したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

（6）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険

②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③船員保険

④国民年金

⑤労働者災害補償保険

⑥雇用保険

(注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

3. 入札に関する主な事項

(1) 契約条項の問合せ先

〒603-8151 京都市北区小山下総町27
独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター
事務部 経理課契約係
TEL 075-441-6101
E-mail : keiri@kyoto.jcho.go.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

本公告の日から令和2年8月17日（月）17：00まで、上記（1）の場所にて交付する。

(3) 入札参加申し込み

この一般競争に参加を希望する者は、下記①～⑤の書類を令和2年8月18日（火）17：00までに経理課契約係に提出しなければならない。

①一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

②厚生労働省競争参加資格（全省庁統一規格）の「物品の製造」又は「物品の販売（医療用機器類）」の契約に係る競争入札参加資格の写し。又は府及び市の物品調達（医療用機器類）の契約に係る競争入札参加資格の写し。

③保険料納付に係る申立書及びこれを証する次の書類

ア. 直近2年間の社会保険料の納入確認書の原本又は領収証書の写し若しくはこれに準ずる書類

イ. 直近2保険年度の労働保険料等加入・納入証明書又は労働保険料の申告書の写し及び当該申告書に対応する全ての領収書の写し若しくはこれらに準ずる書類

④反社会的勢力排除に関する誓約書

⑤機密保持に関する誓約書

4. 入札執行の場所及び日時等

京都鞍馬口医療センター 6階小会議室
令和2年8月20日（木） 10：00～

5. その他

（1）入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金 免除

（3）契約書作成の要否 要

（4）交渉者の決定方法

本公告に示した条項を履行できると経理責任者が判断した入札者であって、独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則34条に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を交渉権者とする。

（5）入札公告で定めていない事項は、仕様書及び入札説明書による。